

各分科会における計画の
概要について

○高齢者分科会 (P1)

○障害者分科会 (P3)

○健康分科会活 (P5)

高齢者分科会

【高齢者お達者プランの概要について】

(加賀市高齢者福祉計画・第7期加賀市介護保険事業計画)

1. 計画策定の趣旨

加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画は、本市における介護保険制度と高齢者に関する福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題と目的を明らかにし、施策の方針と具体的な目標を定めるものです。

2. 法的根拠

老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして計画を策定します。

3. 計画期間

平成30年度から平成32年度（3年間）

4. 計画の骨子

章	主な内容
第1章 計画策定にあたって	
第2章 加賀市の現状と将来推計	1. 高齢者の現状と将来推計 2. 介護保険事業の状況 3. 高齢者施策の状況 4. 現状から見える今後の課題
第3章 日常生活圏域と地域の状況	1. 日常生活圏域の設定 2. 地域の状況
第4章 基本理念と施策体系	基本目標Ⅰ 本人の「したいこと」を支援する仕組みづくり 基本目標Ⅱ 地域で安心して生活し続けることができる体制づくり 基本目標Ⅲ 地域での支えあいの体制づくり
第5章 介護保険事業の見込みと介護保険料	1. 要介護認定者数等の推計 2. 介護サービス種類ごとの見込み量 3. 予防サービス種類ごとの見込み量 4. 地域支援事業の見込み量 5. 介護保険事業に係る費用の見込み 6. 第1号被保険者の介護保険料の算定 7. 中・長期的な介護保険事業の見込み
資料編	1. 各種調査結果 2. 地区分析 3. 計画策定の過程 4. 加賀市健康福祉審議会条例 5. 加賀市健康福祉審議会・高齢者分科会委員名簿

5. 基本理念と施策体系

【基本理念】

高齢者が住み慣れた地域で支えあいながら、その人らしく、自立した暮らしを継続できる社会を実現する。

【基本方針】高齢者の自己実現

- ・ 自立支援の推進
- ・ 尊厳の保持
- ・ 当たり前の暮らしの継続

【基本目標】

本人の「したいこと」を支援する仕組みづくり

地域で安心して生活し続けることができる体制づくり

地域での支えあいの体制づくり

【基本施策】

健康づくりと社会活動の推進

- 健康づくりの推進
- 介護予防の推進
- 多様な活動機会の充実

自己決定と継続の支援

- 情報提供の仕組みづくり
- 望むことを知る支援
- 権利擁護の推進
- ケアマネジメントの質の向上

地域包括支援センターの機能強化

- 総合相談機能の充実
- 地域ニーズの把握やネットワーク機能の充実

認知症の理解と支援体制の充実

- 認知症の人の早期対応の仕組みの構築
- 認知症ケアの推進
- 認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの推進

24時間365日の地域生活を支えるための基盤整備

- 介護サービスの充実
- 生活を支える基盤の整備

在宅医療・介護連携の推進

- 在宅療養支援体制の強化
- 医療と介護の連携の促進

安心安全の確保

- 生活の安全を守るための整備
- 低所得者への支援

多様な生活支援の充実

- 多様な生活に応じた支援の提供
- 地域ニーズに応じたサービスの構築
- 家族介護支援の充実

住民主体の活動の支援

- 地域の共有・協働による継続した活動の支援
- 地域活動の人材育成

【資料等】

障害者分科会

【障がいのある人（子ども）のサポートプランの概要について】

（第5期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・第1期加賀市障がい児福祉計画）

1. 計画策定の趣旨

基本理念「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくりの実現」に向けて障がい者施策を推進するための計画を策定する。

2. 法的根拠

- ・ 障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」
 - ・ 障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」
 - ・ 児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」
- } これらを一体的に策定

3. 計画期間

平成30年度から平成32年度（3年間）

4. 計画の骨子

部	章のタイトル	主な内容
第1部 総論	第1章 計画の基本的事項	・ 計画策定の背景と趣旨
		・ 計画の性格
		・ 計画の期間
		・ 計画の策定体制
		・ 計画の推進
		・ 計画の達成状況の点検と評価
第2部 各論	第2章 障がいのある人（子ども）の状況	・ 障がい者手帳所持者数の推移
		・ 障がいのある人（子ども）のその他の状況
		・ 障害福祉サービス等の利用状況
	第1章 計画の基本構想	・ 基本理念
		・ 基本目標
		・ 施策の体系
第2章 加賀市障がい者計画	・ 暮らしの基盤づくり	
	・ じりつと社会参加の基盤づくり	
	・ 人にやさしいまちづくり	
第3章 加賀市障がい福祉計画及び加賀市障がい児福祉計画	・ 成果目標	
	・ 障害福祉サービスの見込み	
	・ 障害児通所支援サービスの見込み	
資料		・ 地域生活支援事業の見込み
		・ 第5期計画策定の経過
		・ 関係法令
		・ 加賀市手話施策推進方針
		・ 加賀市健康福祉審議会障害者分科会委員名簿

5. 計画の体系

基本目標 1	暮らしの基盤づくり		障がいのある人の健康の保持・増進を図るための保健・医療サービスの充実、地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供と助言、その他障害福祉サービス等の利用を支援するための相談支援の拠点の確保などを図り、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。
	施策及び施策の方向性	(1) 保健・医療	① 疾病の予防と早期発見・早期対応の推進
			② 健康の保持・増進
			③ 医療サービスの充実
	(2) 生活支援サービス	① 障害福祉サービス等の充実	
		② 生活の場の確保	
		③ 地域生活支援の体制整備の促進	
	(3) 相談支援・情報提供	① 相談支援体制の充実	
		② 情報提供の充実	
③ 権利擁護の推進			
基本目標 2	じりつと社会参加の基盤づくり		障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備、働く意欲を持つ障がいのある人の適性と能力に応じた就労の場の確保、生活を豊かにするスポーツや文化芸術活動の推進などに努め、障がいのある人がじりつした生活を送ることができ、あらゆる分野の活動に参加できるよう支援します。
	施策及び施策の方向性	(1) 障がいのある子どもの育成・教育	① 早期療育の充実
			② 学校教育の充実
			③ 障害児通所支援サービスの充実
	(2) 雇用・就労	④ 医療的ケア児の支援体制の整備	
		① 一般就労のための雇用の場の拡大	
	(3) スポーツ・文化芸術活動	② 個々の特性に応じた就労支援	
		① スポーツ活動の推進	
		② 文化芸術活動の推進	
基本目標 3	人にやさしいまちづくり		市民、事業者、行政が一体となり、障がいのある人を取り巻く物理的・心理的な障壁を除去し、支援を必要とする人を地域ぐるみで支援する体制を構築し、障がいのある人とその家族が安心して暮らし、社会参加ができるまちづくりを推進します。
	施策及び施策の方向性	(1) 安全・安心のまちづくり	① 安心なまちづくり
			② 安全な移動の確保
			③ 防災・防犯対策の推進
	(2) 障がいと障がいのある人への理解	① 広報・啓発の推進	
		② 福祉教育の推進	
		③ 交流活動の推進	
	(3) 地域福祉の推進	① 地域福祉活動の推進	
		② 関係団体との連携	

【資料等】

かがし健康応援プラン21(第二次)中間評価について

計画策定

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1. 計画の趣旨 | 加賀市健康増進計画 |
| 2. 法的根拠 | 健康増進法第7条国民の健康の増進の総合的な推進を図る基本方針 |
| 3. 計画期間 | 第二次(平成25年度～平成34年度)の中間評価 |
| 4. 評価の対象 | 成人期～高齢期を中心としたライフステージを中心に評価 |

計画の骨子

序章 計画の中間評価にあたって	1. 計画の趣旨 2. 計画の位置づけ 3. 計画の期間 4. 中間評価・見直しの概要
第1章 加賀市の概況と特性	1. 市の概要 2. 健康に関する概況
第2章 第二次計画の取組みと分野別の現状・課題	1. 健康づくり事業の変遷 2. 第二次計画の中間評価 3. 分野別の現状と課題 1)生活習慣病の予防 ①がん ②循環器疾患 ③糖尿病 2)生活習慣・社会環境の改善 ①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③飲酒 ④喫煙 ⑤歯・口腔の健康 ⑥休養 3)こころの健康 4. 地域別の課題
第3章	加賀市食育推進行動計画
第4章 中間評価を受けた今後の方針	1. 計画の基本方針(概念図) 2. 計画の体系図 3. 中間評価における具体的な施策の方向性 4. 健康づくり10分野・7つのスローガン

中間評価の概要

がん、循環器疾患、糖尿病、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康、休養、こころの10分野54項目の指標で策定時との変化を評価した。

評価区分	該当項目数<割合>
A 目標値に達した	33項目 < 61.1% >
B 目標値に達していないが改善傾向にある	0項目 < — >
C 変わらない	1項目 < 1.9% >
D 目標値に達していない	20項目 < 37.0% >
合計	54項目 < 100% >

目標値に対する主な項目

目標値に達した項目	目標値に達しなかった項目
大腸、乳、子宮頸がん検診受診率の向上 脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少 特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上 20代女性のやせの減少、肥満者の減少(40～74歳) 1日の野菜摂取量の増加 女性の運動習慣者の割合の増加 喫煙する者の減少、自殺者の減少 など	75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 胃、肺がん(男性)検診受診率の向上 メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者の減少(40～74歳) 糖尿病性腎症による年間透析導入患者数の減少 食塩摂取量の減少 男性の運動習慣者の割合の増加 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 など

中間評価を受けた今後の方針

中間評価より、個人の生活習慣改善が継続される対策が求められる。

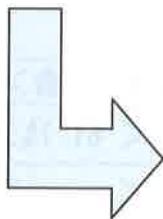
個人の健康は家庭、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、これまでの個別の保健指導をはじめ、社会全体が相互に支えあいながら「住民の健康を守る基盤整備」と「地域の特性や既存の健康づくり活動」を活かした対策を進め、自分の健康だけでなく「健康のまちづくり」に一人ひとりが関心を持ち進めていくことが重要となる。

概念図



※健康寿命: 日常生活が制限されずに健康に生活できる期間

●旧 概念図



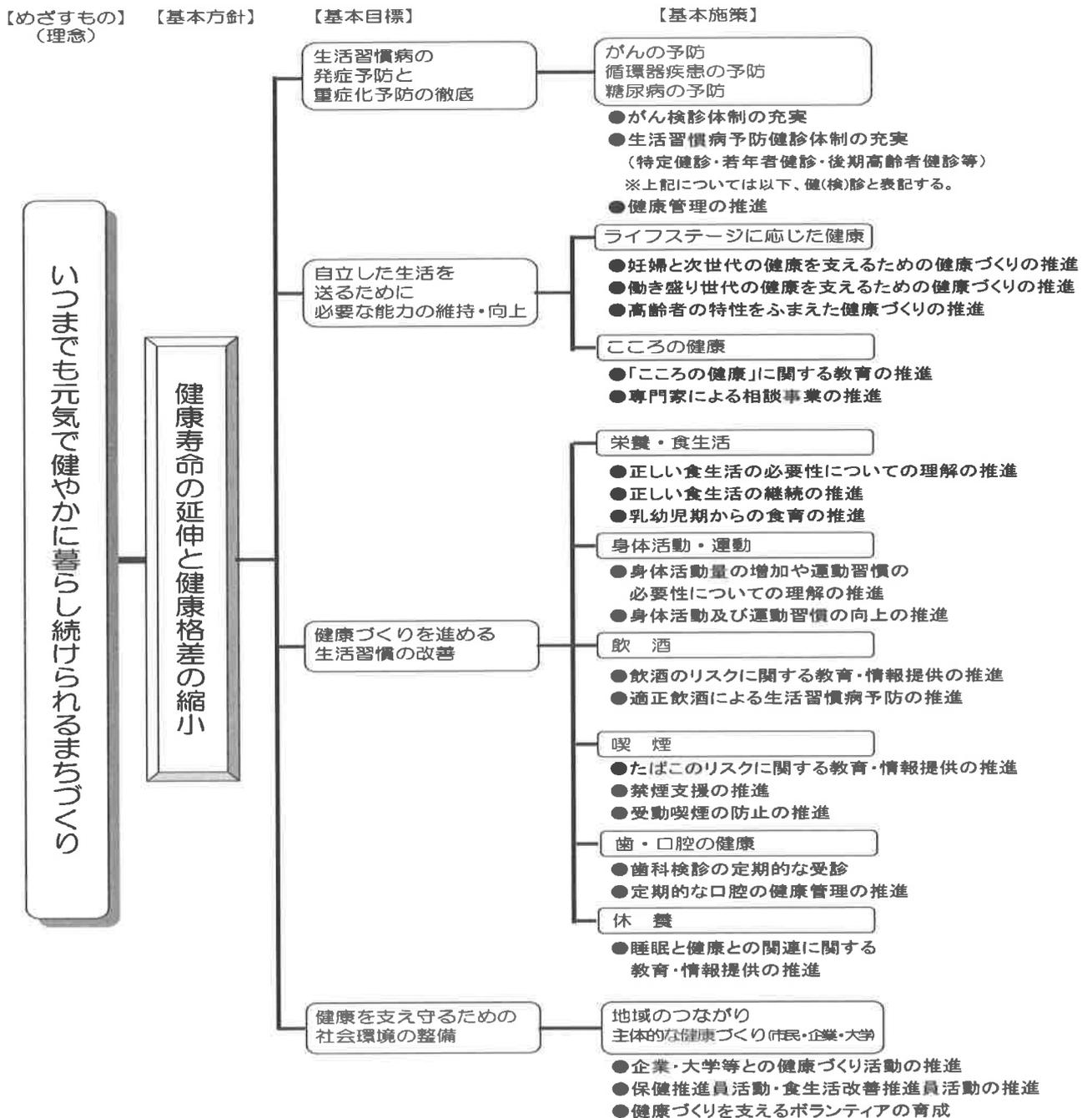
●新 概念図



主な変更点

- ・基本理念を第2次総合計画の基本理念に変更。
- ・「社会環境の整備」項目を全体の取組を支えるように下方に位置付ける。 など

計画の体系図



重点対策

行政・民間企業・大学が協働で市民が一体となって「食」と「運動」を通じた「KAGA 健食健歩プロジェクト」の展開により、市民の生涯を通じた健康づくりを推進する。

基本目標	主な実施事業
生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	特定健診 各種がん検診
自立した生活を送るために必要な能力の維持・向上	特定保健指導、健康相談 各種健康講座(セミナー、健康フェスタ、健幸長寿講座)
健康づくりを進める生活習慣の改善	KAGA タニタ健康プログラム

健康を支え守るため社会環境の整備	ウォーキングマップを活用したウォーキング会 ラジオ体操の普及推進事業 KAGA 健幸ポイント事業 保健推進員・食生活改善推進員活動 など
------------------	---

国民健康保険保健事業等実施計画について

加賀市国民健康保険運営協議会で諮問し 3 回の審議を経て答申した。

計画策定

- | | | | |
|----------|---|---|------------|
| 1. 計画の趣旨 | ① 第 2 期加賀市保健事業実施計画(データヘルス計画)
② 第 3 期加賀市特定健康診査等実施計画 | } | これらを一体的に策定 |
| 2. 法的根拠 | ① 国民健康保険法第 82 条
保健事業の実施等に関する指針
② 高齢者の医療の確保に関する法律 第 19 条
保健事業の実施等に関する指針 | | |
| 3. 計画の期間 | | | |

都道府県における医療費適正化計画や医療計画の期間と整合性を図る観点より、平成 30 年度から平成 35 年度の 6 年間とし、策定 3 年後(平成 32 年度)を目途に中間見直しを行う。

計画の骨子

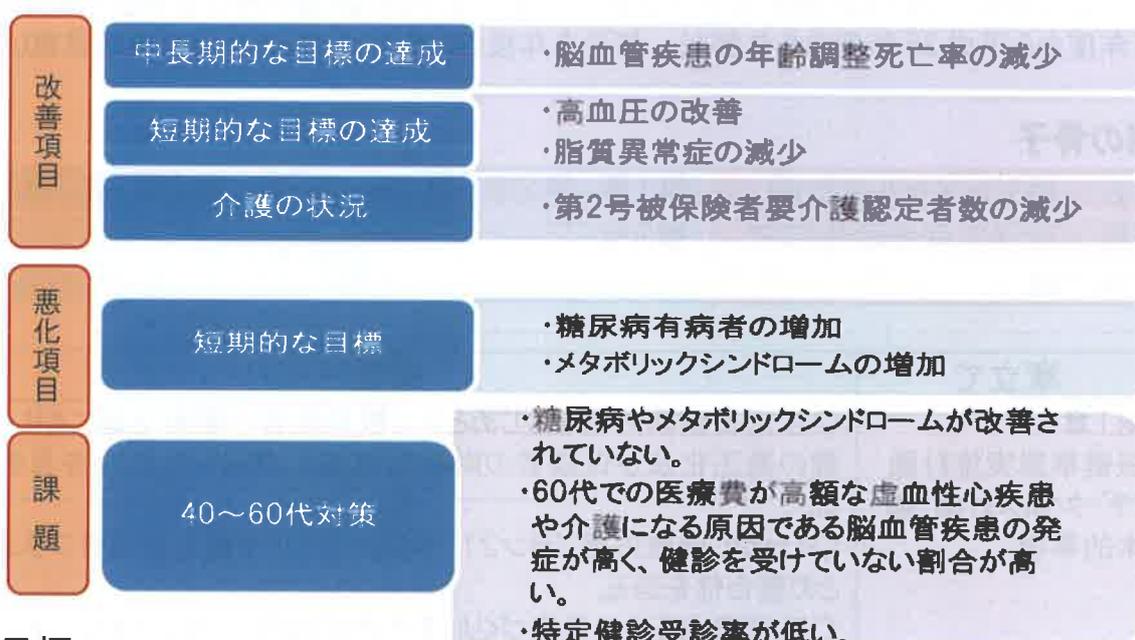
第 2 期データヘルス計画	第 1 章、第 2 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章、第 7 章
第 3 期特定健康診査等実施計画	第 3 章

章立て	概要
第 1 章 保健事業実施計画 (データヘルス計画)基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進により、医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られることを目的とする。 ○「かがし健康応援プラン21(中間評価)」「高齢者お達者プラン」等との整合性を図る。 ○医療費適正化、健康づくりに取り組む自治体へのインセンティブ制度として「保険者努力支援制度」が本格導入される。
第 2 章 第 1 期データヘルス計画に係る評価及び考察	<ul style="list-style-type: none"> ○各種成果目標の達成状況の把握と分析 (死亡状況、医療費の状況、特定健診の受診状況、特定健診の結果分析、疾病別治療状況) ○主に虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症(透析予防)等による死亡、障害の発生を防ぐことを最重点とする。
第 3 章 第 3 期計画特定健康診査等実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ○保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定める。 ○内臓脂肪の蓄積等によるメタボリックシンドローム及び循環器疾患等の生活習慣病に重きを置いた健診及び保健指導の強化と目標値を設定する。
第 4 章 保健事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防:特定健康診査等の実施率向上対策 ○生活習慣病重症化予防の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症重症化予防 ・虚血性心疾患重症化予防 ・脳血管疾患重症化予防

	○ポピュレーションアプローチ 生活改善を中心とした「運動」「食」を通じた健康づくり 等
第5章 地域包括ケアに係る 取組及びその他の 留意事項	市民が主体的かつ継続的に健康づくりに取組むために行政、企業、 大学が協働で市民と一体となり、庁内横断的な協働事業の展開も含め、 健康のまちづくりを進める。 ⇒KAGA 健食健歩プロジェクトを踏まえた展開
第6章	計画の評価・見直し
第7章	計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

今計画における目標の設定

心血管疾患発症のリスクが高いメタボリックシンドローム該当者、血圧値、血糖検査値、LDLコレステロール値が受診勧奨レベルの者への対策を最優先課題として取り組む。



成果目標

- 目標 1: 虚血性心疾患、脳血管疾患の総医療費に占める割合の減少、糖尿病性腎症による新規透析者の割合の減少
→ 医療費が高額となる虚血性心疾患、長期入院や要介護認定者に多い脳血管疾患、長期療養が必要となる人工透析を減らしていく。
- 目標 2: 1人当たり医療費の伸びの抑制
→ 医療費の伸び率を緩やかにする。
- 目標 3: (入院・入院外の割合のうち)入院費割合の減少
→ 重症化予防や医療費の適正化の観点から、入院費割合(46.8%)を平成35年度に国並み(38.9%)とすることを目指す。
- 目標 4: 高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム等の減少
→ 1年ずつ、血圧、血糖、脂質、慢性腎臓病の健診検査結果を改善していくこととする。
- 目標 5: 健診受診者を増やす

➡ まちづくり推進協議会や保健推進員、商工会及び市医師会等、各種団体と協働した受診勧奨や、KAGA 健幸ポイント付与等のインセンティブ事業により、住民の主体的な健康行動を促進するための仕組みづくり、環境づくりを目指し、健診受診を増やす。

